

## 北九州市立生涯学習センター規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間及び休館日)

第2条 開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

### (使用の申請)

第3条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）第3条の2第1項の規定により生涯学習センターの各室又は器具の使用の許可を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用の許可の申請は、使用しようとする日の3月前（大ホール及び市民ギャラリーにあっては、6月前）の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (使用期間)

第4条 大ホールの使用期間は、1回の使用につき7日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (器具使用料及び冷暖房設備使用料等)

第5条 器具使用料の額は、別表第2のとおりとする。

2 別表第3の左欄に定める設備を使用したときの使用料の額は、同表の右欄に定める額とする。

### (使用料の不返還)

第6条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者（条例第3条の2第1項の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 大ホールの使用について、使用日（条例第3条の2第1項の使用の許可を受けた使用的日をいう。）の30日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で教育委員会が相当の理由があると認めるとき 使用料の5割に相当する額

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は教育委員会が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(設備の変更の禁止)

第8条 使用者は、生涯学習センターの各室及び器具に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに、使用した生涯学習センターの各室及び器具を原状に回復しなければならない。条例第3条の3の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第10条 生涯学習センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(分館の設置)

第11条 分館を次のとおり設置する。

名 称	位 置
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館	北九州市小倉南区北方三丁目 32 番3号
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館	北九州市八幡西区南鷹見町6番 1 号

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第2条関係）

区分	開館時間	休館日	備考
生涯学習総合センター 八幡西生涯学習総合センタ ー（分館を除く。）	午前9時か ら午後 10 時まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日	
門司生涯学習センター 小倉南生涯学習センター 若松生涯学習センター 八幡東生涯学習センター 戸畠生涯学習センター 八幡西生涯学習総合センタ ー折尾分館	午前9時か ら午後 10 時まで（年 長者コーナ は、午前9 時から午後 5時まで）	(1) 月曜日（その日が国 民の祝日にに関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休 日に当たるときは、その 翌日) (2) 12月29日から翌 年の1月3日までの日	教育委員会が特に必 要があると認めると きは、開館時間若し くは休館日を変更 し、又は臨時に休館 日を指定する能够 である。

別表第2（第5条関係）

区分			使用料の額	
門司生涯学習 センター	第1会議室 第2会議室	音響設備	1時間又はその端数ごとに	900円
小倉南生涯学 習センター	大ホール	音響設備	1時間又はその端数ごとに	1,500円
		舞台照明設備	1時間又はその端数ごとに	1,500円
	視聴覚設備		1時間又はその端数ごとに	600円

別表第3（第5条関係）

設 備		使 用 料 の 額	
冷暖房設備	門司生涯学習センター	講堂	30分又はその端数ごとに
		第1会議室	420円
		第2会議室	30分又はその端数ごとに
	小倉南生涯学習センター	その他の室	30分又はその端数ごとに
		大木一ル	1,400円
		視聴覚室	30分又はその端数ごとに
		音楽室	30分又はその端数ごとに
		特別会議室	210円
		会議室	30分又はその端数ごとに
	その他の生涯学習センター	和室	140円
		面積が50平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに
		面積が50平方メートル以上100平方メートル未満の部屋	70円
		面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の部屋	140円
		面積が150平方メートル以上250平方メートル未満の部屋	210円
		面積が250平方メートル以上の部屋	30分又はその端数ごとに
			280円
			420円
電気設備	工芸室の電気炉	30分又はその端数ごとに	230円